

令和6年度事業計画

(令和6年4月1日から同7年3月31日)

山梨県公共嘱託登記司法書士協会
理事長 望月計士

令和6年度の主な事業について

①甲府地方法務局発注の長期相続登記等未了土地解消作業委託業務について。令和6年度も、この委託業務が入札に付されますが(入札時期は現時点では不明ですが、昨年並みの6月上旬ごろのようです)、当協会においても入札に参加する予定です。落札できた場合は、これまでの業務遂行のスタイル(管理チームによる業務管理)を基本とし、かつ効率的にこれをこなしていきたいと考えます。本総会后直ちに、管理業務を担当するチームを立ち上げて、具体的な業務遂行について準備を始めます。

②山梨県県有林課の相続登記支援業務については、引き続き契約締結の予定です。

③空家所有者調査業務については、昨年度は具体的な業務受注はありませんでした。空き家問題は、現在の大きな問題であり、笛吹市や甲府市のみならず、そのほかの市町村からも受託できるように働きかけていきます。

④相談事業については、現在、山梨県との間で個別的な相談業務契約を締結する予定です。また市川三郷町との継続的な相談業務も契約する予定です。

⑤甲府市、甲斐市、北杜市、南アルプス市、笛吹市、富士吉田市、身延町、市川三郷町及び道志村との間で「司法書士業務委託契約」の更新に向けて働きかけております。

また新たに山梨西部広域環境事務組合、富士東部広域環境事務組合との間でも同契約を締結しました。このうち後者の富士東部広域環境事務組合については、具体的な登記嘱託業務の委託があり、現在、東部地域の社員に試験的に業務を担当していただいておりますが、今年度は相続案件も含めての多くの受託が予想され、より多くの社員に担当していただく予定です。

⑥山梨県用地対策連絡協議会（山梨県の用地課が事務局）の研修会が5月31日に開催予定であり、本協会のアピールのため今年も講師を2名派遣する予定です。

⑦昨年度より社員の皆様に定額会費のご負担をして頂いております。お陰様で財政は徐々に健全化しておりますが、一方で、予想していたことではありますが、これを機に当協会を退会した社員も18名前後おられます。今後の課題として、新たな入会者を獲得するためにも、より多くの業務を受託し、魅力的な公嘱協会を運営していくために努力してまいります。